

# 情報公開制度の概要

## 開示請求制度

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の定めるところにより、どなたでも国立研究開発法人農業生物資源研究所の保有する法人文書の開示を請求することができます。

### ○開示請求できる文書

農業生物資源研究所の役職員が組織的に用いるものとして作成・取得した文書、図画及び電磁記録が開示請求の対象となります。

ただし、書籍等の市販物や、行政執行法人国立公文書館において、一般の閲覧に供するために特別な管理がされている歴史的資料等は除かれます。

### ○開示請求の窓口

国立研究開発法人農業生物資源研究所情報公開受付窓口が開示請求を受け付けます。

国立研究開発法人農業生物資源研究所 情報公開受付窓口

### ○開示請求

法人文書開示請求書に必要な事項を記載して、情報公開受付窓口へ提出するか又は郵送して下さい。

開示請求を行う場合には、300円の手数料（開示請求手数料）が必要です。

\*国立研究開発法人農業生物資源研究所における情報公開に関する規程第10条

### ○開示・不開示決定の通知

開示・不開示の決定は、原則として30日以内に行われ、書面で通知されます。

### ○不服申立て

不開示決定、一部開示決定等に不服がある場合には、不服申立てをすることができます。不服申立てがあったときは、情報公開審査会に諮問し、諮問に対する答申を受けて不服申立てに対する裁決又は決定を行います。

なお、不服申立てとは別途に、裁判所に対して決定等の取消しを求める訴訟を提起することもできます。

### ○開示の実施

開示決定の通知を受けた方は、通知があった日から30日以内に、文書又は図画の場合には、閲覧又は写しの交付、電磁的記録の場合には、再生機器による閲覧・視聴、出力物の閲覧・写しの交付、フロッピーディスクへの複製したものの交付などの開示の実施方法を選択して、開示の実施方法申出書により申し出て下さい。

希望する開示の実施方法は、開示請求書にあらかじめ記載しておくこともできます。

開示の実施を受けるには、開示実施手数料が必要です。

例えば、文書の閲覧は、100ページまでごとに100円、写しの交付は1枚10円とされており、方法、分量に応じて計算した額が300円までは無料、300円を超えるときは、300円を減じた額が開示実施手数料の額です。

写しの送付を希望される場合は、開示実施手数料のほかに、送料（郵便切手等）が必要になります。

手数料の納付方法は、開示請求手数料と同様になりますが、開示決定通知書において、開示実施手数料の額などの必要な事項、手続きが示されますので、これに沿って手続きを進めて開示を受けて下さい。